

由仁町太陽光発電設備の設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める上で、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。）の屋根、壁面、屋上に設置されるもの及び発電した電気を自己消費することを主な目的とするものを除く。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を利用し発電を行う事業で定格出力10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 設置者 事業区域の使用収益権を有する者であって、太陽光発電設備を設置する者をいう。
- (5) 事業者 設置者が設置する太陽光発電設備により発電事業を行う者をいう。
- (6) 周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある次に掲げる関係者等をいう。
 - ア 事業区域の近隣に居住している者、事業区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は使用者及び事業区域が所在する自治

区（事業区域が自治区の境界付近にある場合は、隣接する自治区を含む。）の関係者

イ 事業区域に関係する公的機関等の関係者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、太陽光発電事業に伴って、影響を受けるおそれがあると町長が認める者

（町の責務）

第3条 町は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（設置者等の責務）

第4条 設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及び条例等を遵守し、災害の発生を防止し、生活環境及び自然環境を損なわないよう十分配慮し、周辺関係者との良好な関係の保持に努めるものとする。

2 設置者等は、太陽光発電事業の実施により事故等が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、自己の責任において速やかに必要な措置を講ずるとともに、再発防止に努め、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（町民等の責務）

第5条 町民及び周辺関係者は、第1条の目的を達成するため、この条例に定める必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない。

（抑制区域の指定）

第6条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる区域を太陽光発電事業の抑制区域として指定する。

（1） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

（2） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に

ある農用地等

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林

(4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域

(5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地

(6) 水源又は周辺のうち、太陽光発電設備の設置に係る工事に伴い、水源の水質に影響を与えるおそれのある範囲

2 町長は、設置者等に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

3 設置者等は、抑制区域を事業区域に含まないよう十分配慮しなければならない。

（指定変更等）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域の指定を変更し、又は解除することができる。

（事前協議）

第8条 設置者等は、太陽光発電事業を行おうとするときは、あらかじめ、太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、設置者等に対し必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺関係者への説明）

第9条 設置者等は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の周知を行うに当たっては、設置者等は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 設置者等は、周辺関係者から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとし、周辺関係者か

ら更に質問を求められた場合は、再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 4 設置者等は、第1項及び前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。

(届出)

第10条 設置者等は、太陽光発電設備の設置を行おうとするときは、当該工事（森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。）に着手する日の60日前までに、事業計画に前条の当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電事業に関する周知状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 設置者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 太陽光発電設備の設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 太陽光発電設備の保守点検及び維持管理計画
- (6) 太陽光発電設備の災害発生時対応計画
- (7) 太陽光発電設備の撤去及び処分に関する計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。

- 4 町長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長又は行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事完了等の届出)

第11条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、14日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長へ届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

(地位の承継等)

第12条 設置者等から太陽光発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 地位を承継した者は、当該承継に係る太陽光発電事業について付された一切の条件を遵守するものとする。

(廃止の届出)

第13条 設置者等は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 設置者等は、その太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じなければならない。

3 設置者等は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき太陽光発電設備の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(維持管理)

第14条 設置者等は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、

設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に設置者等の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、設置者等に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者等に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 設置者等が第10条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(2) 設置者等が正当な理由なく第10条第1項又は第3項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(3) 設置者等が第11条、第12条第1項、第13条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(4) 設置者等が第13条第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(5) 設置者等が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 設置者等が第15条に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

答弁をしたとき。

(7) 設置者等が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第18条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた設置者等が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該設置者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ設置者等に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(災害の復旧)

第19条 設置者等は、太陽光発電事業に起因して災害が発生したときは、町その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

(国等の特例)

第20条 国又は地方公共団体が行う太陽光発電事業については、この条例を適用しない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、由仁町太陽光発電設備設置に関する指導要綱（令和5年由仁町告示第59号）に基づく当該事業に係る届書を提出している設置者等については、第8条から第11条までの規定は、適用しない。